



妊産婦さんのタクシー料金を助成します！

妊産婦さんが、医療機関などを訪れる時に、安心して移動できるよう、タクシー料金の一部を助成します。

✿対象✿

タクシー利用日に、久御山町に在住している妊婦さんと産後おおむね1年までの産婦さん
(久御山町住民基本台帳に記載があること)

✿助成金額✿

1日あたり上限額 3,000 円 (往復) 利用日数の上限 20 日
※1回の妊娠・出産につき、最大 60,000 円まで助成します♪

出産時の入退院で
利用した
タクシーの料金も
対象となります！



✿対象期間✿

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの利用分

✿対象となるタクシー利用の目的✿

妊婦健診・妊婦歯科健診・その他、妊娠・出産に関わる治療や入退院のための医療機関などの受診
産婦健診・産後ケア事業の利用・子どもさんの予防接種・子どもさんの健康診査の受診
(ごきょうだいの受診等も対象となります。)

✿申請受付期限✿

令和5年3月31日まで

※やむを得ず、期限に間に合わない場合は、下記まで事前にお問い合わせください。

✿申請方法✿

タクシー利用時に全額支払った後、子育て支援課で手続きをしてください。

●必要書類など●

- ①久御山町コロナ禍における妊産婦タクシー利用支援事業助成金交付申請書兼請求書
- ②タクシー料金の領収書の原本 (利用日・利用金額が分かるもの)
- ③医療機関などの受診日が分かる書類 (母子手帳のコピー、医療機関等の領収書のコピーなど)
- ④振込先の分かるもの (通帳など)

※申請書兼請求書は、子育て支援課窓口で配布、又はホームページに掲載しています。
複数日分をまとめて申請できます。

<お問い合わせ先>
久御山町 子育て支援課
075-631-9904/0774-45-3905